

大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業

事業契約書

(案)

令和5年9月

(令和5年12月修正案)

(令和6年1月修正案)

大阪府

事業契約書

1 業務名称	大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業												
2 履行場所	八尾市西久宝寺、東大阪市大蓮南三丁目、大阪市平野区加美東六丁目												
3	履行期間 (設計・建設業務)	別途通知により定める日 から 令和 10年 5月 31日 まで											
	履行期間 (公園管理業務)	令和 7年 4月 1日 から 令和 27年 3月 31日 まで											
4	契約金額A (設計・建設業務)			十			百			千			円
	うち取引に係る 消費税及び 地方消費税の額												
	契約金額B (公園管理業務)												
	うち取引に係る 消費税及び 地方消費税の額												
(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。													
5 契約保証金	納付(ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は免除する。)												
6 適用除外条項	なし												

上記の事業について、大阪府（以下「発注者」という。）と●●●（以下「事業者」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、添付の条項によって公正な事業契約（以下「本事業契約」という。）の仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

本事業契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は仮契約であり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条に基づく大阪府議会の議決がなされたとき、本契約になるものとする。

年 月 日

発注者 大阪府
代表者
事業者 所在地
商号又は名称
代表者氏名

目 次

	第1章 総 則	1
第1条	(用語の定義等)	1
第2条	(請求、通知等の様式その他)	1
	第2章 本事業の実施に関する事項	1
第3条	(構成員の使用及び再委託の禁止)	1
第4条	(設計・建設業務に係る契約保証金)	2
第5条	(事業費内訳書及び工程表)	3
第6条	(重要事項の変更の届出)	3
第7条	(防災・安全対策の実施及び非常時の危機管理体制の確立)	3
	第3章 設計・建設業務	3
	第1節 総 則	3
第8条	(関連工事の調整)	3
第9条	(一括委任又は一括下請負の禁止)	3
第10条	(受任者又は下請負人の通知等及び誓約書の提出)	3
第11条	(下請負人の社会保険等加入義務)	4
第12条	(履行報告)	4
第13条	(総括管理責任者等に関する措置請求)	4
第14条	(工事材料の品質及び検査等)	5
第15条	(発注者の立会い及び工事記録の整備等)	5
第16条	(工事用地の確保等)	5
第17条	(入札説明書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)	6
第18条	(条件変更等)	6
第19条	(入札説明書等の変更)	7
第20条	(建設業務の中止)	7
第21条	(事業者の請求による設計・建設業務の履行期間の延長)	7
第22条	(発注者の請求による設計・建設業務の履行期間の短縮等)	7
第23条	(設計・建設業務の履行期間の変更方法)	8
第24条	(契約金額の変更方法等)	8
第25条	(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)	8
第26条	(臨機の措置)	9
第27条	(設計・建設業務における一般的損害)	9
第28条	(設計・建設業務における契約金額の変更に代える入札説明書等の変更)	9
第29条	(設計・建設業務における検査及び引渡し)	9
第30条	(設計・建設業務に係る契約金額の支払い等)	10
第31条	(建設業務における部分使用)	10
第32条	(設計・建設業務における前金払)	10
第33条	(設計・建設業務における保証契約の変更)	11
第34条	(設計・建設業務における前払金の使用等)	11
第35条	(設計・建設業務における部分払)	11
第36条	(債務負担行為に係る契約の特則)	12
第37条	(部分引渡し)	12
	第2節 設計業務	13
第38条	(設計業務の実施)	13
	第3節 建設業務	13
第39条	(建設業務の実施)	13
	第4節 工事監理業務	13
第40条	(工事監理者の設置等)	13
	第5節 建設業務における損害の発生	13
第41条	(第三者に及ぼした損害)	13

第42条	(不可抗力による損害) ……………	13
第43条	(発注者の損害賠償請求等) ……………	14
第44条	(事業者による賠償金の支払い) ……………	15
第45条	(事業者の損害賠償請求) ……………	15
	第6節 契約不適合責任及び性能保証 ……………	16
第46条	(契約不適合責任) ……………	16
第47条	(契約不適合責任期間) ……………	16
第48条	(性能保証) ……………	17
第49条	(火災保険等) ……………	17
	第4章 公園管理業務 ……………	17
	第1節 総 則 ……………	17
第50条	(指定管理等) ……………	17
第51条	(使用目的) ……………	17
第52条	(管理の基本方針) ……………	18
第53条	(管理対象施設及び管理対象外施設) ……………	18
第54条	(公園管理業務の範囲) ……………	18
第55条	(徴収事務委託) ……………	19
第56条	(指定管理者の責務) ……………	19
第57条	(事業実施計画書等の提出) ……………	19
第58条	(事業報告書等の提出) ……………	19
第59条	(情報公開) ……………	20
第60条	(人権研修の実施) ……………	20
第61条	(障がい者法定雇用率等の達成への取組) ……………	20
第62条	(利用者満足度調査の実施) ……………	20
第63条	(モニタリング(点検)の実施) ……………	20
第64条	(経理の明確化) ……………	21
第65条	(発注者への収益等に対する還元の支払方法と時期) ……………	21
第66条	(損害の賠償) ……………	21
第67条	(指定管理者の指定の取消し) ……………	21
	第2節 維持管理業務 ……………	22
第68条	(公園施設及び物品の損傷等) ……………	22
第69条	(施設の使用) ……………	22
第70条	(物品の貸与等) ……………	22
	第3節 運営管理業務 ……………	23
第71条	(利用料金の収受) ……………	23
	第4節 魅力向上事業 ……………	23
第72条	(魅力向上事業) ……………	23
第73条	(指定管理者による投資) ……………	23
第74条	(保証金) ……………	23
第75条	(設置許可使用料の納付) ……………	24
第76条	(魅力向上事業に起因する指定管理者の指定の取消し) ……………	24
	第5章 契約金額の支払い ……………	24
第77条	(契約金額の支払) ……………	24
	第6章 事業期間及び契約の解除 ……………	24
	第1節 事業期間 ……………	24
第78条	(事業期間満了による契約終了と業務の引継ぎ方法等) ……………	24
第79条	(利用料金の引継ぎ等) ……………	25
	第2節 契約解除等 ……………	25
第80条	(発注者の契約解除権) ……………	25
第81条	(発注者の任意による契約解除権) ……………	26
第82条	(事業者の契約解除権) ……………	26
第83条	(法令等の変更又は不可抗力による契約解除) ……………	26

	第3節 工事目的物の引渡し前における契約解除等の効力	26
第84条	(事業者の帰責事由による契約解除等の効力)	26
第85条	(発注者の任意による又は発注者の帰責事由による契約解除の効力)	27
	第4節 工事目的物引渡し後における契約解除の効力	27
第86条	(事業者の帰責事由による契約解除の効力)	27
第87条	(工事目的物引渡し以後の法令等の変更又は不可抗力による契約解除の効力)	27
	第5節 契約終了に際しての処置	28
第88条	(原状回復)	28
	第7章 表明・保証及び誓約	28
第89条	(事業者による事実の表明・保証及び誓約)	28
	第8章 法令変更	28
第90条	(通知の付与及び協議)	28
第91条	(法令変更による増加費用又は損害の扱い)	28
	第9章 不可抗力	28
第92条	(通知の付与及び協議)	28
第93条	(不可抗力による増加費用・損害の扱い)	29
	第10章 その他	29
第94条	(特許権等の使用)	29
第95条	(秘密の保持)	29
第96条	(個人情報の保護)	29
第97条	(個人情報、データ等の管理)	29
	第11章 雑 則	30
第98条	(疑義についての協議)	30
別紙1	用語の定義(第1条関係)	
別紙2	事業者等が付保する保険(第49条、第66条関係)	
別紙3	保証書の様式(第48条関係)	
別紙4	契約金額の構成及び支払い方法(第77条関係)	
別紙5	法令変更による費用の負担割合(第91条関係)	
別紙4	不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合(第92条、第93条関係)	

第1章 総 則

(用語の定義等)

第1条 本事業契約において使用する用語の意義は、本文中に特に明示されているものを除き、別紙1に定めるとおりとする。なお、別紙1に記載のない用語に関しては、入札説明書及び要求水準書の用法に従う。

(請求、通知等の様式その他)

第2条 発注者及び事業者は、本事業契約（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、入札説明書及びその添付資料、要求水準書及びその別紙、落札者決定基準、様式集など入札公告時に示した資料（その後入札までに公表されたそれらの修正を含む。）（以下「入札説明書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、本事業契約を履行しなければならない。

- 2 事業者は、本事業契約の業務を本事業契約記載の事業期間内に履行し、発注者は、その対価として契約金額を支払うものとする。
- 3 本事業を履行するために必要な一切の手段については、本事業契約及び入札説明書等に特別の定めがある場合を除き、事業者がその責任において定める。
- 4 事業者は、本事業契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 5 本事業契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 本事業契約の履行に関して発注者と事業者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 本事業契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 本事業契約の履行に関して発注者及び事業者間で用いる時刻は、日本標準時とする。
- 9 本事業契約の履行に関して発注者と事業者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 10 本事業契約及び入札説明書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 11 本事業契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 本事業契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 13 本事業契約で定められている法令等が改正（新たな制定を含む。）された場合には、当該改正された法令等が本事業契約に適用される。

第2章 本事業の実施に関する事項

(構成員の使用及び再委託の禁止)

第3条 事業者は、事業者提案に従い、本業務を構成する各個別業務を、構成員に直接委託し、又は請け負わせるものとする。

- 2 事業者は前項により構成員に委託し、又は請け負わせた以外の業務について、その主要な部分を構成員以外の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 3 事業者は、前項により主要な部分以外の業務の一部を構成員以外の第三者に委託し、又は請け負わせるときは、次のとおりとする。また、事業者は、構成員に業務を委託し、又は請け負わせるときは、これに係る契約において、構成員による再委託等について同様の規定を設けるものとする。

- (1) 入札参加停止措置を受けている者（ただし、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止の措置を受けたものを除く。）若しくは入札参加除外の措置を受けている者を受任者又は下請負人としてはならない。
 - (2) 事業者は、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。
- 4 事業者は、受任者又は下請負人が、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例58号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴取し、発注者に提出しなければならない。また、事業者は、構成員に業務を委託し、又は請け負わせるときは、これに係る契約において、構成員による再委託等について同様の規定を設けるものとし、徴求された誓約書を構成員から受け取って発注者に提出しなければならない。
 - 5 発注者は、事業者又は構成員が、入札参加停止者若しくは入札参加除外者又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者を受任者又は下請負人としている場合は、事業者に対して、当該委任又は下請契約の解除を求めることができる。解除を求められた事業者は、自らに関しては当該委任又は下請契約を解除し、構成員に関しては、構成員に当該委任又は下請契約の解除を求めなければならない。当該契約の解除を行った場合における一切の責任及び費用は、事業者が負うものとする。

（設計・建設業務に係る契約保証金）

第4条 事業者は、本事業契約の締結と同時に、別紙4における契約金額A並びに当該契約金額に係る消費税等相当額から、A2の割賦利息を除いた額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は次の各号のいずれかに掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。
 - (2) 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の八割に相当する金額による。
 - (3) 銀行又は発注者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。
 - (4) 銀行又は発注者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。
 - (5) 銀行又は発注者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - (6) 銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。
 - (7) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。
- 2 前項の規定に係わらず次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
 - (1) 本事業契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
 - (2) 本事業契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証契約の締結
 - 3 事業者が第1項第6号、第7号及び第2項各号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証

は第43条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

- 4 第2項第1号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 5 契約金額の変更があった場合には、契約保証金が増額後の設計・建設業務に係る契約金額の100分の10に達するまで、発注者は、契約保証金の増額を請求することができ、事業者は、契約保証金の減額を請求することができる。

(事業費内訳書及び工程表)

第5条 事業者は、本事業契約締結後14日以内に入札説明書等に基づいて、設計・建設業務及び維持管理・運營業務に係る事業費内訳書、設計・建設業務及び公園管理業務の工程表を提出しなければならない。

- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 発注者は、内訳書及び工程表の提出を受け不相当と認めたときは、事業者と協議するものとする。

(重要事項の変更の届出)

第6条 事業者は、名称又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、発注者にその旨を届け出なければならない。

- 2 事業者は、定款又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく発注者に届け出なければならない。

(防災・安全対策の実施及び非常時の危機管理体制の確立)

第7条 事業者は、公園利用者及び公園施設の被災により影響を受ける公園近隣住民等の安全を確保するため、適切な防災・安全対策を講じるとともに、府営公園管理要領（以下「管理要領」という。）に基づき、発注者、警察及び消防等関係機関と連携をとりながら適切に対応できるよう、万全の危機管理体制を確立しなければならない。

第3章 設計・建設業務

第1節 総 則

(関連工事の調整)

第8条 発注者は、事業者の施工する建設業務及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、事業者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第9条 事業者は、設計・建設業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の建設業務を一括して構成員以外の第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(受任者又は下請負人の通知等及び誓約書の提出)

第10条 事業者は、設計・建設業務の一部を構成員以外の第三者に委任し、又は請け負わせようと

するときは、受任者又は下請負人の名称、委任し又は請け負わせる業務の内容その他発注者が必要とする事項を書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 事業者は、受任者又は下請負人それぞれから大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第8条に規定する誓約書を徴取し、発注者に提出しなければならない。
- 3 事業者は、入札参加停止措置を受けている者（ただし、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止措置を受けたものを除く。）、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）、暴力団排除措置規則第3条第2項に規定する指定構成員共同企業体（以下「指定構成員共同企業体」という。）及び暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）並びに本契約書の第80条第1項第4号までから第7号に該当する者を受任者、下請負人又は大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第10条第2号に規定する者（以下「資材業者等」という。）としてはならない。
- 4 事業者が入札参加除外者、指定構成員共同企業体及び誓約書違反者又は本契約書の第80条第1項第4号から第7号までに該当する者を受任者、下請負人又は資材業者等としていると認められる場合は、発注者は事業者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 5 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、事業者が負うものとする。

（下請負人の社会保険等加入義務）

第11条 事業者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- 2 事業者は、下請負人について前項各号に掲げる届出を確認するとともに、建設業法第24条の7に規定する施工体制台帳を、下請契約締結後遅滞なく発注者に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、事業者は、発注者が事業者に対して第1項各号の事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）の提出を求める通知をした日（以下「通知日」という。）から30日（当該社会保険等未加入建設業者が、事業者と直接下請契約を締結する下請負人以外の場合であって、発注者が、事業者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認めるときは、通知日から60日）以内に、事業者が発注者に確認書類を提出した場合は、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。ただし、前項の規定に違反した場合は、本項を適用しないことがある。

（履行報告）

第12条 事業者は、入札説明書等に定めるところにより、本事業契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（総括管理責任者等に関する措置請求）

第13条 発注者は、総括管理責任者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

- 2 発注者は、設計業務における管理技術者若しくは照査技術者又は事業者の使用人若しくは

第10条第1項の規定により事業者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるとき、建設業務における監理技術者等、専門技術者その他事業者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、事業者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を採るべきことを請求することができる。

- 3 事業者は、前二項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第14条 工事材料の品質については、入札説明書等に定めるところによる。入札説明書等にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 事業者は、入札説明書等において発注者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、事業者の負担とする。
- 3 発注者は、事業者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から10日以内に応じなければならない。
- 4 事業者は、工事現場内に搬入した工事材料を発注者の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 事業者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(発注者の立会い及び工事記録の整備等)

第15条 事業者は、入札説明書等において発注者の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 事業者は、入札説明書等において発注者の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 事業者は、前二項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて入札説明書等において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、入札説明書等に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、発注者の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 発注者は、事業者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、発注者が正当な理由なく事業者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、事業者は、発注者に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、事業者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行つたことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、発注者の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、事業者の負担とする。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他入札説明書等において定められた建設業務の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を事業者が建設業務の施工上必要とする日（入札説明書等に特

別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

- 2 事業者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 建設業務の完成、入札説明書等の変更等によって工事用地等が不要となったときにおいて、当該工事用地等に事業者が所有又は管理する建設業務材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、事業者は、当該物件を撤去するとともに当該建設業務用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、発注者は、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、事業者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復又は取片付けを行うことができる。この場合においては、事業者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する事業者の採るべき措置の期限、方法等については、発注者が事業者の意見を聴いて定める。

（入札説明書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第17条 事業者は、建設業務の施工部分が入札説明書等に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときで、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 発注者は、事業者が第14条第2項又は第15条第1項から第3項までの規定に違反したときにおいて、必要があると認められるときは、建設業務の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、発注者は、建設業務の施工部分が入札説明書等に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を事業者に通知して、建設業務の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前二項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。

（条件変更等）

第18条 事業者は、建設業務の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 入札説明書等に誤謬又は脱漏があること。
 - (2) 入札説明書等の表示が明確でないこと。
 - (3) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等入札説明書等に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (4) 入札説明書等で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、事業者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、事業者が立会いに応じない場合には、事業者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、事業者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後10日以内にその結果を事業者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ事業者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果、第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、入札説明書等の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号又は第2号に該当し、入札説明書等を訂正する必要があるもの発注者が行う。
 - (2) 第1項第3号又は第4号に該当し、入札説明書等を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。
 - (3) 第1項第3号又は第4号に該当し、入札説明書等を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの発注者と事業者とが協議して発注者が行う。
- 5 発注者は、前項の規定により入札説明書等の訂正又は変更が行われた場合において、必要があると認められるときは設計・建設業務の履行期間又は契約金額を変更し、又は事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(入札説明書等の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、入札説明書等の変更内容を事業者に通知して、入札説明書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは設計・建設業務の履行期間若しくは契約金額を変更し、又は事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(建設業務の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって事業者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、事業者が建設業務を施工できないと認められるときは、発注者は、建設業務の中止内容を直ちに事業者に通知して、建設業務の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、建設業務の中止内容を事業者に通知して、建設業務の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前二項の規定により建設業務の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは設計・建設業務の履行期間若しくは契約金額を変更し、又は事業者が建設業務の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは事業者に損害を及ぼしたときに必要な費用を負担しなければならない。

(事業者の請求による設計・建設業務の履行期間の延長)

第21条 事業者は、天候の不良、第8条の規定による関連工事等の調整への協力その他事業者の責めに帰すことができない事由により設計・建設業務の履行期間内に業務を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に設計・建設業務の履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、設計・建設業務の履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による設計・建設業務の履行期間の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により設計・建設業務の履行期間を短縮する必要があるときは、履

行期間の短縮変更を事業者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは設計・建設業務に係る契約金額を変更し、又は事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 3 発注者は、設計・建設業務の履行期間の延長又は短縮を行うときは、この設計・建設業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(設計・建設業務の履行期間の変更方法)

第23条 設計・建設業務の履行期間の変更については、発注者と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わないときは、発注者が定め、事業者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知するものとする。ただし、事業者は、発注者が設計・建設業務の履行期間の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては、発注者が設計・建設業務の履行期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、事業者が設計・建設業務の履行期間変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(契約金額の変更方法等)

第24条 契約金額の変更については、発注者と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わないときには、発注者が定め、事業者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知するものとする。ただし、契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しないときは、事業者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 本事業契約の規定により、事業者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合、発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と事業者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)

第25条 事業者は、設計・建設業務の履行期間内で事業契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当となったと認めたときは、発注者に対して契約金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（建設業務に係る契約金額から当該請求時の出来形部分に相応する契約金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事等代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、設計・建設業務に係る契約金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わないときは、発注者が定め、事業者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により建設業務に係る契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「事業契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により設計・建設業務の履行期間内に主要な工事材料の日本国内に、契約金額が不相当となったときは、発注者又は事業者は、前各項の規定によるほか、建設業務に係る契約金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、設計・建設業務の履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不相当となったときは、発注

者又は事業者は、前各項の規定にかかわらず、契約金額の変更を請求することができる。

- 7 前二項の場合において、契約金額の変更額については、発注者と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わないときは、発注者が定め、事業者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しないときは、事業者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第26条 事業者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を採らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、事業者は、あらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、事業者は、その採った措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
 - 3 発注者は、災害防止その他事業上特に必要があると認めるときは、事業者に対して臨機の措置を採ることを請求することができる。
 - 4 事業者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を採った場合において、当該措置に要した費用のうち、事業者が契約金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(設計・建設業務における一般的損害)

- 第27条 設計成果物・工事目的物の引渡し前に、設計成果物又は工事目的物又は工事材料について生じた損害その他建設業務の施工に関して生じた損害（第41条第1項若しくは第2項又は第42条第1項に規定する損害を除く。）については、事業者がその費用を負担する。ただし、その損害（第49条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(設計・建設業務における契約金額の変更に代える入札説明書等の変更)

- 第28条 発注者は、第16条から第22条まで、第25条から第27条まで、第31条、又は第94条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて入札説明書等を変更することができる。この場合において、入札説明書等の変更内容は、発注者と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わないときは、発注者が定め、事業者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知しなければならない。ただし、発注者が契約金額を増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しないときは、事業者は協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(設計・建設業務における検査及び引渡し)

- 第29条 事業者は、設計・建設業務を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に事業者の立会いの上、入札説明書等に定めるところにより、設計・建設業務の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の合否結果を事業者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を事業者に通知して、工事目的物を最小限度破壊

して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査の完了（合格）によって設計・建設業務の完成を確認した後、事業者が設計成果物又は工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該設計成果物又は工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、事業者が前項の申出を行わないときは、当該設計成果物又は工事目的物の引渡しを設計・建設業務に係る契約金額の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、事業者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 事業者は、設計・建設業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を建設業務の完成とみなして前五項の規定を適用する。
- 7 発注者は、必要と認めるときは、設計・建設業務履行期間中において検査を行うことができる。この場合においては、第3項の規定を適用する。
- 8 発注者は、第2項又は第6項の検査において、設計成果物又は工事目的物に軽微な不備がある場合、事業者に対して修補させることを条件に検査を完了することができる。この場合、事業者は直ちに修補を行い、発注者の確認を受けなければ、設計・建設業務に係る契約金額を請求することができない。

（設計・建設業務に係る契約金額の支払い等）

第30条 事業者は、第29条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、適法な手続きに従って設計・建設業務に係る契約金額の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による、事業者からの適法な請求書を受理した日から40日以内に設計・建設業務に係る契約金額を事業者に支払わなければならない。
- 3 発注者が自己の責めに帰すべき事由により第29条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 4 発注者は、自己の責めに帰すべき事由により、第2項（第37条において準用する場合を含む。）の規定による設計・建設業務に係る契約金額の支払いが遅れたときは、未支払金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を事業者に支払わなければならない。

（建設業務における部分使用）

第31条 発注者は、第29条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を事業者の承諾を得て使用することができる。

- 2 発注者は、前項の場合においては、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって事業者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（設計・建設業務における前金払）

第32条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の設計・建設業務の履行期限を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」とい

- う。)を締結したときは、その保証証書を発注者に寄託して、設計・建設業務に係る契約金額の前払い請求をすることができる。なお、前払い請求額は別紙4の3.(3)に示すとおりとする。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に、別紙4の3.(3)に示す金額を前払金として支払わなければならない。
 - 3 受注者は、入札説明書等の変更その他の理由により契約金額が増額された場合において、増加額が増額前の契約金額の100分の20以上であるときは、その増額後の契約金額について前項の前払金を算出したのと同じ方法で算出した金額から受領済みの前払金額を差引いた額に相当する前払金の支払いを請求することができる。この場合における前払金の支払いの時期については、前項の規定を準用する。
 - 4 受注者は、入札説明書等の変更その他の理由により設計・建設業務に係る契約金額が減額された場合において、減額額が減額前の契約金額の100分の25以上であるときは、受領済みの前払金額から減額後の契約金額について第2項の前払金を算出したのと同じ方法で算出した金額を差引いた額(以下「前金払超過額」という。)を発注者の請求に基づき、その請求のあった日から30日以内に返還しなければならない。
 - 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と事業者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、設計・建設業務に係る契約金額が減額された日から14日以内に協議して整わない場合には、発注者が定め、事業者に通知する。
 - 6 発注者は、事業者が第4項の期間内に前金払超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(設計・建設業務における保証契約の変更)

- 第33条 事業者は、前条第3項の規定により受領済の前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 事業者は、前項に定める場合のほか、設計・建設業務に係る契約金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 事業者は、前払金額の変更を伴わない設計・建設業務の履行期間の変更が行われたときは、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(設計・建設業務における前払金の使用等)

- 第34条 事業者は、前払金をこの設計・建設業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この建設業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(設計・建設業務における部分払)

- 第35条 事業者は、設計業務にあつては、業務の完了前に、出来形部分に相応する契約金額相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求ことができ、建設業務にあつては建設業務の完成前に、出来形部分並びに建設業務現場に搬入済みの建設業務材料及び製造工場等にある工場製品(第14条第2項の規定により発注者の検査を要するものにあつては当該検査に合格したものに限り)に相応する設計・建設業務に係る契約金額相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中3回を超えることができない。また、この請求は、

会計年度ごとに1回とし、会計年度の末期において請求することができる。

- 2 事業者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの建設業務材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、事業者の立会いの上、入札説明書等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を事業者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を事業者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。
- 5 事業者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の設計・建設業務に係る契約金額相当額は、発注者と事業者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、事業者に通知する。
部分払金の額 \leq 第1項の設計・建設業務に係る契約金額 \times $(9/10 - \text{前払金額} / \text{設計・建設業務に係る契約金額})$
- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「設計・建設に係る契約金額」とあるのは「設計・建設に係る契約金額から既に部分払の対象となった設計・建設に係る契約金額を控除した額」とするものとする。
- 8 部分払いにあたっては、別紙4「3. 契約金額の支払いとスケジュールと支払予定額」に基づいて算定する。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第36条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における契約金額の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、別紙4「3. 契約金額の支払いとスケジュールと支払予定額」のとおりとする。

- 2 発注者は、予算上の都合その他必要があるときは、前項の支払限度額の出来高予定額を変更することができる。

(部分引渡し)

第37条 設計成果物又は工事目的物について、発注者が入札説明書等において建設業務の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の建設業務が完了したときについては、第29条中「設計・建設業務」とあるのは「指定部分に係る設計・建設業務」と、「設計成果物又は工事目的物」とあるのは「指定部分に係る設計成果物又は工事目的物」と、同条第5項及び第30条中「設計・建設業務に係る契約金額」とあるのは「部分引渡しに係る設計・建設業務に係る契約金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第30条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る設計・建設業務に係る契約金額の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する設計・建設業務に係る契約金額の額は、発注者と事業者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第30条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わないときは、発注者が定め、事業者に通知する。

部分引渡しに係る設計・建設業務に係る契約金額の額 $=$ 指定部分に相応する設計・建設業務に係る契約金額 \times $(1 - \text{前払金額} / \text{設計・建設業務に係る契約金額})$

第2節 設計業務

(設計業務の実施)

第38条 事業者は、入札説明書等に従い、自らの責任及び費用負担において、設計及び設計関連業務を行うものとし、設計及び設計関連業務に関する一切の責任（設計上の誤り及び業者の都合による設計変更等から発生する増加費用の負担を含む。）を負担する。

第3節 建設業務

(建設業務の実施)

第39条 事業者は、入札説明書等に従い、自らの責任及び費用負担において、建設業務を行うものとし、これらの業務に関する一切の責任を負担する。

第4節 工事監理業務

(工事監理者の設置等)

第40条 事業者は、入札説明書等に従い、自らの責任及び費用負担において、工事監理業務を行うものとし、これらの業務に関する一切の責任を負担する。

第5節 建設業務における損害の発生

(第三者に及ぼした損害)

第41条 本事業を履行する過程又は履行した結果により、第三者に損害を及ぼしたときは、事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第49条の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、建設業務の施工に伴い通常避けることができない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち建設業務の施工につき事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、事業者が負担する。

3 第1項の規定にかかわらず、建設業務の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者と事業者とが協議して、その損害賠償の負担額を定めるものとする。

4 前三項の場合及びその他工事の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び事業者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第42条 工事目的物の引渡し前に、不可抗力により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、事業者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第49条の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を事業者に通知しなければならない。

- 3 事業者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により事業者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物等であって第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第35条第3項の規定による検査、立会いその他事業者の建設業務に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する建設業務における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害
損害を受けた工事目的物に相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該建設業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を準用する。

（発注者の損害賠償請求等）

- 第43条 発注者は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) 履行期間内に建設業務を完成することができないとき。
 - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第80条の規定により、工事目的物の完成後に契約が解除されたとき。
 - (4) 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、事業者は、請負代金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第80条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、事業者がその債務の履行を拒否し、又は事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第2項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第

154号)の規定により選任された管財人

(3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

- 4 第1項各号又は第2項第1号、第2号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして事業者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、発注者は、設計・建設業務に係る契約金額から出来形部分に相応する設計・建設業務に係る契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算して得た額を請求するものとする。
- 6 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（事業者による賠償金の支払い）

第44条 事業者は、本事業契約に関し、第1項(1)から(4)までのいずれかに該当するときは、賠償金として、請負代金額の100分の20に相当する額を、第1項(5)に該当するときは、賠償金として、請負代金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、又、工事が完成した後も同様とする。

- (1) 事業者又は構成員のいずれかの者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
- (2) 事業者又は構成員に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (3) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。
- (5) 第9条の規定に違反したとき。

2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償金の額を超える場合には、事業者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（事業者の損害賠償請求）

第45条 事業者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第81条又は第82条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

第6節 契約不適合責任及び性能保証

(契約不適合責任)

第46条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、事業者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、事業者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間)

第47条 発注者は、引き渡された設計成果物又は工事目的物に関し、第29条第4項又は第5項（第37条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は本事業契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、事業者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前二項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を事業者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が事業者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する事業者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、設計成果物又は工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、事業者がその契約不適合があることを知っていたときは、

この限りでない。

- 9 引き渡された設計成果物又は工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは発注者の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、事業者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(性能保証)

第48条 事業者は、第29条に規定する引渡しの時において工事目的物が入札説明書等、実施設計図書又は事業者提案に規定された性能を有することを入札説明書等の定めるところに従い保証する。

- 2 運営期間にわたり、入札説明書等に定める性能保証事項を満たす性能及び機能が満足に得られなかった場合は、事業者は、自らの負担で工事目的物の補修、改造又は取替え等を行うほか、発注者に生じた損害を賠償するものとし、工事目的物が性能保証事項を満たすよう、回復に必要な措置をとり、発注者の確認を受けなければならない。
- 3 前項の規定は、工事目的物が入札説明書等に定める性能保証事項を満たさない事態が生じた原因が不可抗力に起因する場合は、適用しない。
- 4 第2項に基づく発注者の損害賠償請求は、前条に基づく発注者のいかなる請求も妨げない。
- 5 事業者は、別紙3に掲げた様式により、建設事業者に、発注者に対し前条による契約不適合における履行の追完及び損害の賠償をなすこと並びに本条による性能を保証することについて保証させ、当該保証書を工事目的物の引渡と同時に発注者に対して提出しなければならない。

(火災保険等)

第49条 事業者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 事業者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

第4章 公園管理業務

第1節 総 則

(指定管理等)

第50条 事業者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項並びに大阪府都市公園条例（昭和32年大阪府条例第30号、以下「条例」という。）第16条及び条例第11条の規定に基づき、府営久宝寺緑地（以下「公園」という。）の管理運営及び使用料徴収事務（以下「管理業務」という。）を行う。

- 2 発注者及び事業者は、本事業契約とともに、入札説明書等に定める事項が適用されること並びに事業者が入札書提出に際して提案した内容について誠実に履行すること。
- 3 前項に明記されていない事項があるときは、発注者と事業者が協議して定める。

(使用目的)

第51条 事業者は、公園を「公の施設」として、法令及び条例の趣旨、府施策との調和を図った上

で、入札書提出時において提示した使用目的で直接使用しなければならない。ただし、申請時に直接使用しないことを予め提示している場合及び業務の効果的効率的な遂行上必要なものとして書面による発注者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 事業者は、条例に基づき許可する催し等が安全に実施されるよう、協力するものとする。

(管理の基本方針)

第52条 事業者は、公園の設置目的及び指定管理者として維持管理業務及び運営管理業務を実施するにあたって求められる公共性を十分に理解したうえで、次の法令及び本事業契約を遵守するとともに、自らの創意工夫を活かし、公園利用者に対するサービスの向上を図るよう、適正に公園管理業務を遂行しなければならない。

- (1) 地方自治法及び地方自治法施行令
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働関係法令
- (3) 都市公園法（昭和31年法律第79号）及び法関係法令
- (4) 大阪府公有財産規則（昭和43年規則第30号）及び大阪府財務規則（昭和55年規則第48号）
- (5) 大阪府都市公園条例
- (6) 大阪府遊泳条例（平成12年条例第35号）及び大阪府遊泳場条例施行規則（平成12年規則第177号）
- (7) 大阪府個人情報保護条例（平成8年条例第2号）
- (8) 大阪府情報公開条例（平成11年条例第39号）
- (9) 大阪府行政手続条例（平成7年条例第2号）
- (10) 消防法（昭和23年法律第186号）、八尾市火災予防条例（昭和48年条例第40号）、大阪市火災予防条例（昭和37年条例第14号）及び東大阪市火災予防条例（昭和48年条例第38号）
- (11) その他公園管理業務を履行するに当たって関係する法令、条例、規則、要綱、通知等

(管理対象施設及び管理対象外施設)

第53条 事業者が管理すべき施設については、別表1のとおりとする。

2 事業者の管理対象外の公園施設については、別表2のとおりとする。

(公園管理業務の範囲)

第54条 事業者が実施する公園管理業務の範囲は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第4条第1項の許可（同項第3号に掲げる行為に係るものにあつては、大阪府都市公園条例施行規則（以下「規則」という。）で定めるものを除く。以下この号において同じ。）並びに第8条及び第9条の規定による許可の取消しに関する業務
 - (2) 条例第6条の規定による利用の禁止又は制限その他の公園の利用に関する業務
 - (3) 公園の維持及び補修に関する業務
 - (4) 規則で定める公園施設の管理に関する業務
 - (5) 公園施設等の使用料徴収及び支出事務に関する業務
 - (6) 公園施設等の利用料金の徴収に関する業務
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、発注者が特に必要と認める業務
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、入札説明書等、管理要領、管理マニュアルに定めるとおりとする。
- 3 発注者は、必要と認めるときは、事業者に対して本業務の範囲及び内容の変更又はそれに伴う指定管理料の変更等について協議を申し入れることができる。
- 4 事業者は、前項の申入れがあつたときは、協議に応じなければならない。

(徴収事務委託)

第55条 事業者は、前条第1項第5号に規定する公園施設等の使用料徴収及び支出事務に関する業務については、管理要領に基づいて実施するものとする。

(指定管理者の責務)

第56条 事業者は、非常時における公園利用者の被災に対する救護等の第一次責任を有し、公園利用者が被災した場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

- 2 事業者は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。
- 3 事業者の責めに帰すべき事由により、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、発注者は、事業者に対して必要な指示を行い、又は改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。
- 4 不可抗力その他発注者又は事業者の責めに帰することができない事由により管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、発注者と事業者は管理業務の継続の可否について協議するものとする。

(事業実施計画書等の提出)

第57条 事業者は、入札書提出時に提出した事業計画書を踏まえ、各年度の事業実施計画書を作成し、発注者との協議を経て、当該各年度の前年度の3月15日までに、発注者に提出しなければならない。

- 2 事業実施計画書には、事業実施計画、収支計画及び管理体制計画を記載するものとする。
- 3 発注者は、前項に掲げる記載事項のほか、必要に応じて記載事項を追加することができる。
- 4 発注者は、第1項の事業実施計画書を受領したときは、内容を審査し、事業者に対し、必要な指示をすることができる。
- 5 事業者は、第1項の規定により提出した事業実施計画書を変更しようとするときは、発注者の承認を得なければならない。
- 6 事業者は、入札書提出時に提出した事業計画書を踏まえ、主に魅力向上事業に関する、履行期間中20年間の事業実施計画書(長期)、収支計画書(長期)(事業実施計画書(長期)と収支計画書(長期)をあわせて、以下「長期計画書」という。)、指定開始後5年間の事業実施計画書(中期)及び収支計画書(中期)(事業実施計画書(中期)と収支計画書(中期)をあわせて、以下「中期計画書」という。)を作成し、発注者との協議を経て、発注者が定める期日までに発注者に提出しなければならない。
- 7 事業者は、5年目以降について、次期5年間の中期計画書を作成し、発注者との協議を経て、前年度の2月末日までに、発注者へ提出しなければならない。なお、中期計画書の作成にあわせ、必要に応じ、長期計画書についても修正しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第58条 事業者は、発注者に対して、毎年度終了後60日以内に事業報告書を、同じく90日以内に貸借対照表、損益計算書及び財産目録又はこれらに相当する書類を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると発注者が認めた場合は、この限りではない。

- 2 事業報告書に記載する内容は、指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者氏名並びに担当者の氏名及び連絡先、年度の区分、管理業務の実施状況、公園の利用状況、保守点検、修繕その他管理に要した経費等の収支状況、個人情報保護及び情報公開体制その他発注者が必要と認める事項を記載するものとする。

- 3 発注者は、第1項の事業報告書を受領したときは、速やかに確認を行わなければならない。
- 4 事業者は、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を発注者に提出しなければならない。
- 5 発注者は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はこれに関連する事項について、事業者に対して説明を求め、又は実地に調査をすることができる。
- 6 第1項に定めるもののほか、事業者は公園の2か月ごとの管理業務の実施状況及び業務に係る経理の状況について定期的に発注者に報告するとともに、毎月の利用状況、使用料徴収状況及び利用料金収受状況（大阪府オーパス・スポーツ施設情報システム（以下「オーパス・システム」という。）を介した施設の利用に係る利用料金を除く。）を翌月15日までには発注者に報告しなければならない。
- 7 事業者は、6か月ごとの魅力向上事業の実施状況及び経理の状況を翌月15日までに、発注者に報告しなければならない。

（情報公開）

第59条 事業者は、管理業務に関し発注者が定めた「指定管理者が行う公の施設の管理業務に係る情報の公表の実施に関する要領」の2に掲げる書類を公園管理事務所に備えておき、一般の閲覧に供するものとする。

- 2 発注者は、前項の書類を一般の閲覧に供するとともに、このうち本事業契約を発注者のホームページに掲載するものとする。

（人権研修の実施）

第60条 事業者は、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

（障がい者法定雇用率等の達成への取組）

第61条 事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）により規定されている雇用率を達成していない場合は、障がい者雇入れ計画に基づく雇用を誠実に履行しなければならない。

（利用者満足度調査の実施）

第62条 発注者と事業者は、施設満足度を高めるため協力して、「公の施設等における利用者満足度調査」を実施するものとする。

（モニタリング（点検）の実施）

第63条 発注者は、公園管理業務及び魅力向上事業について、大阪府都市公園指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を踏まえた評価表を作成する。

- 2 事業者は、発注者から示された評価表の各評価項目について自己評価を行い、評価結果を発注者に報告するものとする。
- 3 発注者は、事業者から提出された評価表をもとに、評価項目ごとの評価及び年度評価を行い、評価結果を評価委員会に報告する。評価委員会からの指摘や提言を踏まえ、発注者は、対応方針を策定する。事業者は対応方針に基づき、次年度以降の事業計画等を修正し、発注者の承認を得なければならない。
- 4 発注者は、履行期間中5年を単位として中間評価を行う。その際、各5年のうち4年目に中間評価を行い、評価結果を評価委員会に報告する。評価委員会からの指摘や提言を踏まえ、発注者は、対応方針を策定する。事業者は対応方針に基づき、長期計画書及び次期中期計画書を修正

し、発注者の承認を得なければならない。

- 5 中期評価の結果等を踏まえ、必要に応じ、発注者と事業者の協議により、契約金額を見直す場合がある。
- 6 発注者が行う中期評価結果が最低評価であった場合には、次の年度に実施される公園の指定管理者選定時における事業者の採点評価については「管理に係る経費の縮減に関する方策」を除いた得点について10%の減点率を乗じるものとする。
- 7 発注者は、履行期間の最終年度の前の年度に、それまでの年度評価、改善指導・是正指示の状況等を踏まえた総合評価を行い、評価委員会に報告する。
- 8 発注者が行う総合評価結果が最低評価であった場合には、次回の指定管理者選定時における事業者の採点評価については「管理に係る経費の縮減に関する方策」を除いた得点について10%の減点率を乗じるものとする。
- 9 発注者は、履行期間の最終年度に、それまでの年度評価、改善指導・是正指示の状況等に基づいた最終評価を行い、評価委員会に報告する。
- 10 中期評価及び総合評価の結果において減点措置の対象となる事業者が、複数の法人等で構成されたグループである場合には、その構成員であった全ての法人等について、個々に減点措置を適用する。また、この減点措置を適用される法人等が、異なる法人等と新たなグループを構成する場合についても、その新グループに対して、同様に減点措置を適用する。

(経理の明確化)

第64条 事業者は、公園管理業務の実施に当たり、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を明確に区分しておかなければならない。

(発注者への収益等に対する還元の支払方法と時期)

- 第65条 事業者は収益等に対する還元の支払いを約した場合は、第58条の規定による確認後、発注者と事業者による協議の上、収益等に対する還元の額の支払い計画書を作成するものとする。
- 2 発注者は、前項の計画書の内容に従い、事業者に対し、収益等に対する還元の額の請求をするものとする。
 - 3 事業者は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。
 - 4 収益等に対する還元の額は、指定管理業務について、各事業年度の収支合計において、利用料金収入、発注者が負担する契約金額を含む総収入から総支出を引いた金額について、その金額の50%を発注者に納付しなければならない。また、魅力向上事業についても、各事業年度の収支合計において、総収入から総支出を引いた金額について、その金額の50%を発注者に納付しなければならない。

(損害の賠償)

- 第66条 事業者は、公園管理業務の実施に当たり、事業者の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ発注者が損害を賠償したときは、事業者は発注者に対して求償権を有するものとする。
 - 3 事業者は、次条の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合において、発注者に損害が発生したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定の取消し)

第67条 発注者は、条例第22条第1項の規定により、事業者が次の各号のいずれかに該当するとき

は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて公園管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 管理の業務又は経理の状況に関する発注者の指示に従わないとき又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
 - (2) 条例第19条第1項各号に掲げる基準に適合しなくなると認めるとき。
 - (3) 管理の業務の実施に際し、事業者又は事業者の役員又は使用人が不正又は不当な行為を行ったとき。
 - (4) 事業者が発注者に対して虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告を拒んだとき。
 - (5) 事業者が破産、会社更生、民事再生及び特別清算のいずれか又は同視しうる経営危機に陥ったと認められるとき。
 - (6) 前五号に掲げるもののほか、事業者による管理の継続をすることが適当でないと認めるとき。
- 2 発注者は、前項の規定に基づいて指定の取消し、又は公園管理業務の停止を行おうとするときは、事前に次の事項を事業者に通知するものとする。
- (1) 指定取消日又は公園管理業務の停止日
 - (2) 指定取消又は公園管理業務の停止の理由
 - (3) 事業者による改善策の提示と指定取消又は公園管理業務の停止までの猶予期間の設定
 - (4) その他必要な事項
- 3 発注者が条例第22条第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、事業者に損害、損失又は追加費用が生じても、発注者はその賠償の責めを負わない。

第2節 維持管理業務

(公園施設及び物品の損傷等)

第68条 事業者は、本事業の履行に当たっては、常に善良な管理者の注意をもって、公園施設、物品等の管理等の管理業務を実施しなければならない。

- 2 事業者は、公園施設、物品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を発注者に報告しなければならない。
- 3 事業者は、前項に規定する損傷又は滅失が事業者の故意又は過失による場合は、事業者の負担で速やかに原状に回復し、又は、その損害を発注者に賠償しなければならない。
- 4 事業者は、使用料の保管に係る現金を亡失したときは、前項の規定にかかわらず、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(施設の使用)

第69条 発注者は、管理業務を実施するために必要な公園管理事務所等の施設を、無償で事業者に使用させるものとする。

- 2 事業者は、公園管理事務所等の施設を管理業務の実施以外の目的で使用してはならない。

(物品の貸与等)

第70条 発注者は、指定管理者の業務の遂行に必要な物品で別表3において定めるものを、事業者は無償で貸与するものとする。

- 2 事業者は、貸与物品について、常に善良な管理者の注意をもって管理し、各年度9月末日及び3月末日における貸与物品の保管状況を発注者に書面により報告しなければならない。
- 3 発注者は、貸与物品の追加若しくは交換により、別表3の内容に変更が生じる場合は、管理要領に基づいて速やかに処理するものとする。

- 4 事業者が貸与した物品について、発注者が一時的に使用する必要が生じたときは、発注者は事業者と協議の上、事業者の業務を妨げない範囲で使用することができるものとする。
- 5 事業者は、発注者から貸与を受けた物品については、履行期間終了後、速やかに返還届を添えて返還するものとする。

第3節 運営管理業務

(利用料金の收受)

- 第71条 発注者は、条例第23条第1項に規定する利用料金を、事業者の収入として業務を行うものとする。
- 2 前項の利用料金の額は、条例別表第一に掲げる金額の範囲内で、事業者があらかじめ発注者の承認を受けて定めた額とする。
 - 3 発注者は、オーパス・システムを介して徴収した利用料金額について、事業者へ通知するものとする。
 - 4 事業者は、前項の通知を受けた後、通知された利用料金額を発注者に請求するものとする。なお、前項の徴収をできなかった利用料金額については、請求の対象とならない。
 - 5 発注者は、前項の規定により事業者から請求を受理したときは、事業者へ通知した金額と請求された金額が同額であることを確認したうえで、請求日から30日以内に事業者へ利用料金額を支払わなければならない。なお、3月の利用に係る請求については、出納閉鎖期間の5月末日までに支払わなければならない。
 - 6 事業者は、徴収できなかった利用料金額を自らの債権とし、独自に徴収に当たるものとする。

第4節 魅力向上事業

(魅力向上事業)

- 第72条 事業者が実施する魅力向上事業は、都市公園法及び条例で認められた範囲において、公園の魅力向上や利用者サービスの向上のために、公園内において自らの責任と費用負担において行う新たな公園施設の設置に関する事業、既存施設の利活用に関する事業及びソフト事業（イベント・プログラム等）とする。
- 2 事業者は、事業期間中、魅力向上事業を責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、リスク発生時の影響についても自ら負担するものとする。また、魅力向上事業は事業期間中継続することを前提とし、事業者は、本事業契約に基づき、必要に応じて魅力向上事業の変更などの必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 事業者は、魅力向上事業に、発注者が支払う契約金額、利用料金収入及び利用促進事業による収入を充てることはできない。また、魅力向上事業に係る経理とそれ以外の業務に係る経理は、明確に区分しなければならない。

(指定管理者による投資)

- 第73条 事業者は、ソフト事業を除く魅力向上事業による投資について、少なくとも入札書提出時に提案した額以上を執行することとし、詳細は発注者と事業者が協議するものとする。
- 2 前項における指定管理者が投資する額は、次のとおりとする。
金 ●●●, ●●●●, ●●●● 円

(保証金)

- 第74条 事業者は、本事業から生じる全ての債務の担保として、事業者が所有する施設等の撤去・

処分費に相当する額を、都市公園法第5条に規定する公園施設の設置許可期間中、無利息で発注者に保証金として預託しなければならない。

【保証金の算出方法】

事業者が所有する建築物の延べ床面積 × 23,000円/m² + 事業者が所有する屋外（建築物以外）公園施設の設置許可面積 × 1,000円/m²

なお、本事業契約の締結後、第63条5項にあわせて、発注者と事業者が協議の上、保証金の見直しを行うことができる。

- 2 前項の保証金の納入時期については、別途、発注者と協議の上で定める。なお、建築物が建築基準法で定める「簡易な構造の建築物」に該当する場合は、別途、発注者と協議できるものとする。
- 3 発注者は、公園施設の設置許可の満了日又は解除に際し、事業者による原状回復が完了した後、未払い等の債務があれば、その弁済に保証金を充当し、その残額を返還する。
- 4 前項の規定により、保証金を前項の未払い等の債務に充当してもなお不足が生じた場合、事業者は、発注者の請求により直ちにその不足額を発注者に支払わなければならない。
- 5 事業者は、本事業契約書に基づき発生する発注者に対する債務の弁済に、保証金を充当することを発注者に請求できない。

（設置許可使用料の納付）

第75条 事業者は、魅力向上事業として新たな公園施設を設置する場合は、その設置許可使用料を発注者に支払わなければならない。

- 2 前項の設置許可使用料の額は、設置許可面積当たり1,100円/m²・年とする。
- 3 事業者は、前項に規定する設置許可使用料を、発注者が別途指定する方法により納付しなければならない。

（魅力向上事業に起因する指定管理者の指定の取消し）

第76条 事業者が事業実施計画書に5年以内に実施するとした新たな公園施設の設置及び既存施設の大規模改修について、提案した事項が公募時の計画に対して著しく遅延し、また今後も速やかな建設業務の完成に向けた投資が見込まれない場合、第67条に加え、発注者は指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

第5章 契約金額の支払い

（契約金額の支払）

- 第77条 発注者は、本事業契約の定めるところに従い、事業者に対して設計・建設業務及び公園管理業務の対価として、別紙4「1. 契約金額の構成」に定める契約金額を支払う。
- 2 契約金額の支払い方法は別紙4「2. 契約金額の支払い方法」に、支払いスケジュールは別紙4「3. 契約金額の支払いスケジュールと支払予定額」に、それぞれ定めるところによる。

第6章 事業期間及び契約の解除

第1節 事業期間

（事業期間満了による契約終了と業務の引継ぎ方法等）

第78条 本事業契約は、事業期間の満了により終了する。

- 2 事業者は、事業期間の満了後、再び指定管理者として業務を行わない場合は、発注者又は発注者の指定するものに対し、発注者の指示に従って、管理業務の引継ぎ等を行わなければならない。
- 3 前項の場合において、事業者は、発注者又は発注者の指定する者が管理業務に関する情報伝達、引継ぎ等の協力を求めた場合は、可能な限り協力するものとする。
- 4 管理業務の引継ぎのために要する費用は、事業者が負担するものとする。
- 5 その他の管理業務の承継に当たって必要な事項は、発注者と事業者が協議の上決定するものとする。

(利用料金の引継ぎ等)

第79条 利用料金収入は、施設利用に供する年度の会計に属するものとする。

- 2 事業者は、利用料金収入のうち、施設の利用に供する年度が事業期間を超えるものについては、預り金として、発注者又は発注者の指定する者に引き継がなければならない。
- 3 前項の場合において、発注者又は発注者の指定する者は、次の指定管理者に収受した預り金額を示すとともに、当該指定管理者の請求に基づき、指定する口座に支払うものとする。

第2節 契約解除等

(発注者の契約解除権)

第80条 次の各号の一に該当するときは、発注者は、本事業契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、事業者が本事業契約に示す業務に着手しないとき。
- (2) 正当な理由なく、事業者が本事業契約に示す業務を完了する見込みがないと明らかに認められたとき。
- (3) 前二号のほか、事業者が本事業契約の不履行により本事業契約に示す業務を達することができないと認められたとき。
- (4) 事業者の役員等（事業者の法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう）又は、経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (5) 事業者の役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (6) 事業者の役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (7) 事業者の役員等又は経営に事実上参画している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 事業者が、第82条の規定による事由なくして本事業契約の解除を申し出たとき。
- (9) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (10) 独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項（同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項において準用する場合を含む。）、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (11) 独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。

- (12) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (13) 地方自治法施行令第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。
- (14) 事業者に係る指定管理者の指定を取り消すとき。

（発注者の任意による契約解除権）

第81条 発注者は、建設業務が完成するまでの間は、第80条の規定によるほか、必要があるときは、本事業契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により本事業契約を解除した場合において、事業者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（事業者の契約解除権）

第82条 事業者は、発注者が正当な理由なく本事業契約の内容を変更したことにより、本事業を完了することが不可能となるに至ったときは、発注者と事業者が協議の上、本事業契約を解除することができる。

- 2 前項に基づき本事業契約が解除された場合において、事業者が業務を実施した相当分の契約金額を発注者が支払っていないときは、発注者は、不足分の契約金額を支払うものとする。また、事業者に損害を及ぼしたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。

（法令等の変更又は不可抗力による契約解除）

第83条 発注者は、法令等の変更又は不可抗力により、第90条又は第92条の協議にもかかわらず次の各号の一に該当する事態に至った場合には、事業者と協議の上、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 事業者による本事業の継続が不能若しくは著しく困難なとき。
- (2) 事業者が本事業を継続するために、発注者が過分の費用を要するとき。

- 2 前項に基づき本事業契約が解除された場合の増加費用又は損害の扱いについては、第91条又は第94条の定めに従う。

第3節 工事目的物の引渡し前における契約解除等の効力

（事業者の帰責事由による契約解除等の効力）

第84条 発注者は、本事業契約の締結日から設計成果物又は工事目的物の引渡しまでの間に、第80条第1項各号のいずれかにより本事業契約の全部又は一部を解除する場合には、以下の各号の措置をとる。

- (1) 発注者は、事業者に対して本事業契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本事業契約の全部又は一部を解除する。
- (2) 発注者は、建設中の工事目的物の出来形部分（既存建物等の解体撤去業務の完了部分を含む。以下、本節において同じ。）並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権を取得及び保持する。
- (3) 発注者は、前号に定める所有権を保持した上で、当該出来形部分に相応する代金（これにかかる消費税等を含む。）及びこれに係る支払日までの利息に相当する金額を支払う。ただし、発注者は、事業者に請求できる違約金及び損害賠償の額を、当該代金額から控除するものとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、事業者は、契約金額の100分の10に相当する額

を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前項の規定により本契約が解除された場合

(2) 事業者がその債務の履行を拒否し、又は事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となった場合

- 3 発注者は、前項の場合において、第4条の契約保証金又はこれに代わる担保を違約金に充当することができる。なお、事業者が履行保証保険契約を締結している場合には、当該保険金請求権に設定した質権を実行することができる。
- 4 発注者は、第2項に定める違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を事業者に請求することができる。
- 5 第1項第2号の場合において、発注者が工事目的物の出来形部分の所有権を取得しない場合、事業者は、発注者と協議の上、自らの費用と責任により、当該部分にかかる事業用地を原状（更地）に回復した上で、速やかにこれを発注者に引き渡さなければならない。また、この場合、事業者は、解除前の支払スケジュールにより発注者が事業者に対し既に支払った分を、当該解除日における第30条に定める遅延利息の率に基づき計算した利息を付して返還する。
- 6 第1項の規定により、本事業契約を解除された場合において、事業者が公園管理業務を実施した相当部分を越える対価を発注者から受け取っている場合は、超えた部分の対価を発注者に返還するものとする。

（発注者の任意による又は発注者の帰責事由による契約解除の効力）

第85条 事業者が、本事業契約の締結日から工事目的物等の引渡しまでの間に、第82条により本事業契約を解除する場合には、発注者に対して本事業契約を解除する旨を通知し、もって本事業契約を解除する。

- 2 発注者は、本事業契約の締結日から工事目的物等の引渡しまでの間に、第81条又は第82条により発注者又は事業者が本事業契約を解除した場合において、次の各号に掲げる措置をとる。
 - (1) 発注者は、建設中の工事目的物の出来形部分並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権を取得及び保持する。
 - (2) 発注者は、前号の所有権を保持した上で、当該出来形部分に相当する代金（これにかかる消費税等を含む）及びこれに係る支払日までの利息に相当する金額を支払う。

第4節 工事目的物引渡し後における契約解除の効力

（事業者の帰責事由による契約解除の効力）

第86条 発注者は、工事目的物等の引渡し後において、第80条各号のいずれかにより本事業契約の全部又は一部を解除する場合には、事業者に対して本事業契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本事業契約の全部又は一部を解除する。

- 2 前項の規定により本事業契約を解除したときは、事業者は、それによって生じた発注者の損害を賠償しなければならない。
- 3 第1項の規定により、本事業契約を解除された場合において、事業者が業務を実施した相当部分を越える契約金額を発注者から受け取っている場合は、超えた部分の契約金額を発注者に返還するものとする。

（工事目的物引渡し以後の法令等の変更又は不可抗力による契約解除の効力）

第87条 発注者は、第83条による本事業契約の解除後も、公園施設の所有権を有する。また、発注者は、事業者が維持管理業務又は運営管理業務を終了させるために要する費用があればその費用を事業者を支払い、それらの支払方法については発注者及び事業者が協議によりこれを決する。

第5節 契約終了に際しての処置

(原状回復)

第88条 事業者は、事業期間の満了又は契約解除により本事業契約が終了したときは、発注者と事業者が協議の上、破損又は汚損した部分を原状に回復するものとする。ただし、施設等の価値を高めた場合又はやむを得ないと認められる場合において、発注者の承認を得たときは原状回復を不要とする。この場合において、事業者は発注者に対し、変更箇所等を無償譲渡するものとする。また、天災その他不可抗力により事業を継続できないときも不要とする。

第7章 表明・保証及び誓約

(事業者による事実の表明・保証及び誓約)

第89条 発注者の事前の承諾なしに、本事業契約上の地位又は本事業契約に基づく権利若しくは義務を、第三者に譲渡、継承、担保提供その他の処分をしないこと。

2 発注者の事前の承諾なしに、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第29条第2項の規定による検査に合格したもの及び第35条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供しないこと。

第8章 法令変更

(通知の付与及び協議)

第90条 事業者は、本事業契約の締結日以降に法令等が変更されたことにより、入札説明書等に従って本業務を履行することが不可能又は著しく困難となった場合、その内容の詳細を直ちに発注者に対して通知しなければならない。発注者及び事業者は、当該通知以降、本事業契約に基づく自己の義務が、適用のある法令等に違反することとなったときは、当該法令等に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。ただし、発注者及び事業者は、法令等の変更に伴う増加費用及び変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

2 発注者が事業者から前項の通知を受領した場合、発注者及び事業者は、当該法令等の変更に対応するために、速やかに本業務の内容、本引渡予定日及び本事業契約の変更等について協議する。かかる協議にもかかわらず、変更された法令等の公布日から60日以内に本事業契約の変更について合意が成立しない場合、発注者は、当該法令等の変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従いPFI事業を継続する。

(法令変更による増加費用又は損害の扱い)

第91条 法令等の変更により、本業務につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙5の定めに従う。

第9章 不可抗力

(通知の付与及び協議)

第92条 事業者は、不可抗力により、公園施設について、入札説明書等に従って本業務を履行することが不可能又は著しく困難となった場合、発注者に対し、その内容の詳細を直ちに通知しな

ればならない。この場合において、発注者及び事業者は、当該通知以降、当該不可抗力により履行することが不可能又は著しく困難となった本業務について、本事業契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、発注者及び事業者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、適切と考える対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力に伴う増加費用及び不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 2 発注者が事業者から前項の通知を受領した場合、発注者及び事業者は、当該不可抗力に対応するために速やかに公園施設の設計及び建設、本引渡予定日、並びに本事業契約の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から60日以内に本事業契約の変更について合意が成立しない場合、発注者は、かかる不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従いPFI事業を継続する。

(不可抗力による増加費用・損害の扱い)

第93条 不可抗力により、本業務につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙6の定めに従う。

第10章 その他

(特許権等の使用)

第94条 事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、発注者から特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、事業者がその存在を知らなかったときは、発注者は、事業者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第95条 事業者は、本事業の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。事業期間終了後もまた、同様とする。

- 2 事業者は、自己の使用人その他の関係人に前項の規定を遵守させなければならない。
- 3 事業者は、公園管理業務内容等に係る文書、図画、写真及びスライド並びに電磁的記録（発注者が定めるものを除く。）を他人に閲覧させ若しくは複写させ又は譲渡してはならない。

(個人情報保護)

第96条 事業者は、公園管理業務の実施に際しては、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、大阪府個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年10月31日 条例第60号）の規定により取り扱うものとする。

- 2 事業者が公園管理業務に伴い取得した保護法第60条第1項に規定する保有個人情報に関して、当該個人情報本人から開示、訂正等の申出があった場合は、発注者の指示に従うものとする。

(個人情報、データ等の管理)

第97条 事業者は、公園管理業務の実施に際して入手した個人情報、データの管理に当たり、漏洩、滅失、毀損及び改ざん等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。

第11章 雑 則

(疑義についての協議)

第98条 本事業契約に関し疑義が生じたとき又は本事業契約に定めのない事項については、その都度発注者と事業者が協議して定めるものとする。

[以下余白]

別紙1 用語の定義（第1条関係）

1. 本事業契約
この『大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業契約書』をいう。
2. 発注者
大阪府をいう。
3. 事業者
本事業を実施する民間事業者として発注者により選定された応募者が設立する「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）第2条第5項に定められる特別目的会社をいう。
4. 構成員
本事業を実施する民間事業者として発注者により選定された応募者を構成する企業（本事業を実施するために必要な業務を事業者から直接受託する）をいう。
5. 本事業
大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業（プールの再整備とプールを含む公園全体の維持管理・運営管理を行うPFI事業（特定事業）と、都市公園法第5条による設置許可を受けて実施する魅力向上事業（PFI法に基づく特定事業の対象外（附帯事業）で構成される。）をいう。
6. PFI事業
事業者が久宝寺緑地プールの再整備に係る設計・建設業務を行い、発注者に所有権を移転するとともに、事業期間中久宝寺緑地全体の維持管理及び運営業務を行う事業をいう。
7. 魅力向上事業
PFI事業の目的に合致する範囲において事業者が本公園において実施する事業であって、当該事業より得られる収益を原則として自らの収益とすることができる事業をいう。
8. 本業務
PFI事業において事業者が行う設計・建設業務（設計業務、工事監理業務、建設業務（既存施設の解体・撤去業務及び既存施設の改修業務を含む。））並びに公園管理業務（総括管理業務、運営管理業務及び維持管理業務）の総称をいう。
9. 設計・建設業務
設計業務、工事監理業務及び建設業務をいう。
10. 設計業務
要求水準書に規定する設計業務をいう。
11. 工事監理業務
要求水準書に規定する工事監理業務をいう。

12. 建設業務
要求水準書に規定する建設業務、既存施設の解体・撤去業務及び既存施設の改修業務をいう。
13. 公園管理業務
総括管理業務、運営管理業務及び維持管理業務をいう。
14. 総括管理業務
要求水準書に規定する総括管理業務をいう。
15. 運営管理業務
要求水準書に規定される運営管理業務をいう。
16. 維持管理業務
要求水準書に規定する維持管理業務をいう。
17. 設計成果物
要求水準書に示す設計業務における設計対象物をいう。
18. 工事目的物
要求水準書に示す建設業務における整備対象施設をいう。
19. 契約金額
本事業契約に基づく事業者の業務履行に対し、発注者が支払う契約金額をいう。なお、契約金額の詳細は、別紙4に記載のとおりである。
20. 設計・建設業務に係る契約金額
契約金額のうち設計・建設業務の対価に相当する金額(消費税を含む。)の合計額をいう。
21. 本事業契約の締結日
大阪府議会における本事業契約締結に係る議案の承認日をいう。
22. 事業期間
本事業契約の締結日を開始日とし、令和27年3月31日を終了日とする期間をいう。
23. 履行期間
設計・建設業務及び公園運営業務のそれぞれについて、本事業契約の頭書に記載する履行期間をいう
24. 事業計画
PFI事業に係る各種業務の実施計画をいう。
25. 事業計画書
要求水準書で定義された事業計画書をいう。

26. 事業年度
毎年4月1日から始まる1年間をいう。ただし、最初の事業年度は本事業契約の締結日から直後の3月31日までをいい、最終の事業年度は事業期間の終了日の属する年度の4月1日から事業期間の終了日までをいう。
27. 事業用地
要求水準書添付資料③に示す事業対象範囲にかかる土地であって、PFI事業に供する土地をいう。ただし魅力向上事業による新たな公園施設（民間施設）の用地を除く。
28. 実施設計図書
要求水準書に規定される仕様及び部数の実施設計図書をいう。
29. 入札説明書
令和5年9月15日付けで発注者が公表した大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業に係る入札説明書（その後の変更を含む。）をいう。
30. 入札説明書等
第2条第1項で定義された入札説明書等をいう。
31. 不可抗力
暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち通常の見込まれる範囲外のもの（要求水準書及び事業計画書で水準が定められている場合には、その水準を超えるものに限る。）であって、発注者又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。なお、法令等の変更は不可抗力に含まれない。
32. 法令等
法律、政令、規則、命令、条例、通達、行政指導若しくはガイドラインを総称していう。

別紙2 事業者等が付保する保険（第49条、第66条関係）

設計・建設業務

保険の名称	加入義務	
火災保険又は建設工事 保険等	必須	
請負業者賠償責任保険 ・その他	任意	

公園管理業務

下表のとおり発注者を「被保険者」とする保険へ加入すること。保険証書の写しは発注者に提出すること。

保険の名称	加入義務	
施設賠償責任保険 設置瑕疵・管理瑕疵	必須	被保険者は「大阪府並びに事業者」とし、対象は「自主事業を含む公園管理業務」としてください。
車両保険	必須	災害時、緊急時の際等で、管理者以外の者が運転又は同乗しているときの事故に対しても、対物・対人に対する補償が可能な保険に加入してください。
火災保険	任意	任意に加入することは妨げません。
盗難保険・その他	任意	任意に加入することは妨げません

別紙3 保証書の様式（第48条関係）

〔建設企業〕（以下「保証人」という。）は、大阪府宮久宝寺緑地プール再整備・管理運営事業（以下「PFI事業」という。）に関連して、PFI事業者が大阪府（以下「府」という。）との間で締結した令和●年●月●日付け事業契約書（以下「本事業契約」という。）に基づいて、PFI事業者が府に対して負担する本保証書第1条の債務につき、PFI事業者と連帯して保証する。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において別途定義された場合を除き、本事業契約において定められる用語と同様の意味を有する。

第1条(保証)

保証人は、本事業契約第48条第1項に基づく工事目的物の性能保証に関してPFI事業者が府に対して負う債務（以下「主債務」という。）を、PFI事業者と連帯して保証する。

第2条(通知義務)

府は、本保証書の差入日以降において、本事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証書の内容は、府による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

第3条(保証債務の履行の請求)

- 1 府は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、府が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
- 2 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から7日以内に当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。府及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議のうえ、決定するものとする。
- 3 前項の定めにかかわらず、保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である場合には、保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る保証債務全額の履行を完了しなければならない。

第4条(求償権等の行使)

保証人は、本事業契約に基づくPFI事業者の府に対する債務が全て履行されるまで、保証人が本保証書に基づく保証債務を履行したことによる求償権及び代位によって取得した権利を行使することができない。

第5条(終了及び解約)

- 1 保証人は、本保証書を解約及び撤回することができない。
- 2 本保証書に基づく保証人の義務は、本事業契約に基づくPFI事業者の府に対する債務が全て履行されるか又は消滅した場合、終了するものとする。

第6条(管轄裁判所)

本保証書に関する全ての紛争は、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

第7条(準拠法)

本保証書は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとする。

令和●年●月●日

保証人： []

代表取締役 []

別紙4 契約金額の構成及び支払い方法（第77条関係）

1. 契約金額の構成

契約金額の構成は以下のとおりの区分とし、金額については事業者による提案とする。

	費用項目		明細
契約金額	設計・建設業務に係る対価 (契約金額A)	A 1	設計・建設業務に係る対価のうち、一時支払金分。 ・設計・建設業務に係る費用（工事監理業務を含む）
		A 2	設計・建設業務に係る対価のうち、契約金額A 1を除いた割賦支払分。元金均等方式にて支払うものとする。 「割賦元金」 ・設計・建設業務に係る費用（工事監理業務を含む） ・その他融資組成手数料等
	公園管理業務に係る対価 (契約金額B)	B	・総括管理業務に係る費用 ・運営管理業務に係る費用 ・維持管理業務に係る費用 ・SPC運営経費及び割賦払による利息

※契約金額は、事業者からの提案による金額とし、原則として需要変動による変更は行わない。

※ 契約金額Bは、四半期ごとに同額を平準化して支払う。

※ 消費税率が変更された場合には、変更後の税率にて適切に支払うものとする。

2. 契約金額の支払い方法

	費用項目		明細
契約金額	設計・建設業務に係る契約金額 (契約金額A)	A 1	<p>【令和7年度から令和10年度まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発注者は、事業者に対して、契約金額A 1を、会計年度ごとの出来高に応じた金額を、支払限度額内で支払う。 受注者は、発注者が出来高の確認を行うに足る積算資料の作成を行う。 会計年度中の2月末時点における、工事目的物の出来高を、発注者の指定する日に確認する。 発注者は、出来高確認後、工事目的物の出来高確認通知を事業者に交付する。 事業者は、出来高確認通知の交付を受けたのち、各事業年度の各年度終了後30日以内に発注者に契約金額A 1の請求書を提出する。 発注者は、適法な請求書受理後30日以内に契約金額A 1を支払う。 <p>【令和10年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発注者は、事業者に対して、工事目的物の引渡しの後、契約金額A 1の残高を支払う。 事業者は、工事目的物の引渡しの後、30日以内に発注者に契約金額A 1の請求書を提出する。 発注者は、適法な請求書受理後30日以内に契約金額Aを支払う。
		A 2	<p>【令和10年度以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発注者は、事業者に対して、割賦元金額を設計・建設業務の設計成果物又は工事目的物の引渡し後、会計年度ごとに、支払限度額の範囲内で支払いを行う。なお、割賦払いに伴う割賦金利の支払いは、契約金額Bに含めて支払う。 割賦金利の計算に用いる利率は、施設引渡日の2銀行営業日前の午前10時30分現在におけるR I F I N I T I V東京スワップレート(T. S. R)として表示されるTONAベース15年物(円/円)金利スワップレート(J P T S R T O A = R F T B)とし、以降は原則として割賦手数料の見直しを行わない。
	B	<p>【令和7年度以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者は、各事業年度の各四半期終了後30日以内に発注者に契約金額Bの請求書を提出する。 発注者は、適法な請求書受理後30日以内に契約金額Bを支払う。 初回の支払時期は、令和7年度第1四半期終了後とする。 	
	公園管理業務に係る対価 (契約金額B)		

3. 契約金額の支払いスケジュールと支払予定額

詳細な支払いスケジュールと支払予定額については、以下の通りとする。

各契約金額には消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。（事業者提案を基に作成）

(1) 本事業契約書第35条に規定する、発注者が支払う各年度の契約金額A 1の部分払金は次のとおりとする。

年度	契約金額A 1
	部分払い金
令和6年度	金0円
令和7年度	金●●●円
令和8年度	金●●●円
令和9年度	金●●●円
合計	金●●●円

(2) 各会計年度に発注者が支払うことのできる契約金額Aの支払限度額及び出来高予定額は次のとおりとする。

年度	契約金額A	
	支払限度額	出来高予定額
令和6年度	金0円	金0円
令和7年度	金●●●円	金●●●円
令和8年度	金●●●円	金●●●円
令和9年度	金●●●円	金●●●円
令和10年度	金●●●円	金●●●円
令和11年度	金●●●円	金●●●円
令和12年度	金●●●円	金●●●円
令和13年度	金●●●円	金●●●円
令和14年度	金●●●円	金●●●円
令和15年度	金●●●円	金●●●円
令和16年度	金●●●円	金●●●円
令和17年度	金●●●円	金●●●円
令和18年度	金●●●円	金●●●円
令和19年度	金●●●円	金●●●円
令和20年度	金●●●円	金●●●円
令和21年度	金●●●円	金●●●円
令和22年度	金●●●円	金●●●円
令和23年度	金●●●円	金●●●円
令和24年度	金●●●円	金●●●円
令和25年度	金●●●円	金●●●円
令和26年度	金●●●円	金●●●円
合計	金●●●円	金●●●円

(3) 本事業契約書第32条に規定する、受注者が請求することのできる、各年度における契約金額Aの前払金は次のとおりとする。

年度	契約金額A
	前払金
令和6年度	金0円
令和7年度	金●●●円
令和8年度	金●●●円
令和9年度	金●●●円
合計	金●●●円

(4) 発注者が支払う各会計年度の契約金額Bは次のとおりとする。

年度/支払月	契約金額B			
	4月末	7月末	10月末	1月末
令和7年度	金●●●円	金●●●円	金●●●円	金●●●円
令和8年度	金●●●円	金●●●円	金●●●円	金●●●円
令和9年度	金●●●円	金●●●円	金●●●円	金●●●円
令和10年度	金●●●円	金●●●円	金●●●円	金●●●円
令和11年度	金●●●円	金●●●円	金●●●円	金●●●円
令和12年度	金●●●円	金●●●円	金●●●円	金●●●円
令和13年度	金●●●円	金●●●円	金●●●円	金●●●円
令和14年度	金●●●円	金●●●円	金●●●円	金●●●円
令和15年度	金●●●円	金●●●円	金●●●円	金●●●円
令和16年度	金●●●円	金●●●円	金●●●円	金●●●円
令和17年度	金●●●円	金●●●円	金●●●円	金●●●円
令和18年度	金●●●円	金●●●円	金●●●円	金●●●円
令和19年度	金●●●円	金●●●円	金●●●円	金●●●円
令和20年度	金●●●円	金●●●円	金●●●円	金●●●円
令和21年度	金●●●円	金●●●円	金●●●円	金●●●円
令和22年度	金●●●円	金●●●円	金●●●円	金●●●円
令和23年度	金●●●円	金●●●円	金●●●円	金●●●円
令和24年度	金●●●円	金●●●円	金●●●円	金●●●円
令和25年度	金●●●円	金●●●円	金●●●円	金●●●円
令和26年度	金●●●円	金●●●円	金●●●円	金●●●円

4. 設計及び建設・工事監理業務の契約金額の改定に関する基本的な考え方

- ・設計業務については、物価変動によるサービスの対価の改定を行わない。
- ・建設業務、工事監理業務の契約金額（公租公課を除く。）については、本事業契約において決定される金額を基に物価変動率を勘案して改定するものとし、改定方法については、提案書提出時（令和●年●月）の国土交通省公表の「建設工事デフレーター」における「建設総合-土木総合-公共工事-公園」を用い、各建設業務の着工時期の同指数と比較して1.5%を超える差が生じた場合、生じた差分に応じてサービスの対価の改定を行う。
- ・設計及び建設・工事監理業務の物価変動に基づく契約金額の改定は、次式によって表されるものとする。

- ・建設業務部分の物価変動率

$$= \left[\frac{\text{【建設業務着工日の属する月又は〔令和7年4月1日以降で事業者の提案した日の属する月〕のいずれか早い方の月の建設工事デフレーター}}{\text{【提案書提出時（令和●年●月）の建設工事デフレーター】}} - 1 \right.$$

物価変動率 > 0.015 の場合

$$\text{改定後の契約金額} = \text{提案時の建設業務費} \times (1 + (\text{物価変動率}) - 0.015)$$

物価変動率 < -0.015 の場合

$$\text{改定後の契約金額} = \text{提案時の建設業務費} \times (1 + (\text{物価変動率}) + 0.015)$$

別紙5 法令変更による費用の負担割合（第91条関係）

	発注者負担割合	事業者負担割合
① PFI事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令の制定・改正・廃止の場合	100%	0%
② 消費税に関する変更	100%	0%
③ ①及び②以外の法令の制定・改正・廃止の場合	0%	100%

なお、①のPFI事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令とは、PFI事業及びPFI事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令を意味するものとし、これに該当しない法人税その他の税制変更及び事業者若しくはPFI事業に対して一般的に適用される法律の変更は含まれないものとする。また、上記にかかわらず、自主提案に関して法令等の変更により事業者が増加費用が発生した場合は、当該増加費用は全て事業者の負担とする。

別紙6 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合（第92条、第93条関係）

1 設計・建設業務

設計及び建設期間中に不可抗力が生じ、PFI事業に関して事業者には損害（ただし、事業者の得べかりし利益は含まない。）、損失及び費用が発生した場合、発注者と事業者が協議の上、費用負担割合を決定する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、事業者の負担額を超えた当該保険金額相当額は、発注者の負担部分から控除する。

2 公園管理業務

維持管理・運営期間中に不可抗力が生じ、PFI事業に関して事業者には損害、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべき契約金額（維持管理・運営費相当分）の1パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については発注者が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、事業者の負担額を超えた当該保険金額相当額は、発注者の負担部分から控除する。

3 魅力向上事業

前二項の規定にかかわらず、不可抗力により魅力向上事業に関して事業者には損害、損失及び費用が発生した場合であっても、当該損害、損失及び費用は全て事業者が負担する。

別表 1 管理対象施設（第53条関係）

別表 2 管理対象外施設（第53条第2項関係）

別表3 発注者から事業者への貸与物品（第70条関係）